

静岡県告示第380号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県草薙総合運動場の都市公園使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川勝平太

- 1 委託先所在地
東京都文京区後楽1丁目3番61号
- 2 委託先名称
東京ドーム・東急コミュニティー・静鉄共同事業体
代表団体
株式会社東京ドーム
- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

=====

静岡県告示第381号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、遠州灘海浜公園の都市公園使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川勝平太

- 1 委託先所在地
浜松市東区材木町38番地
- 2 委託先名称
天龍造園建設グループ
代表団体
天龍造園建設株式会社
- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

=====

静岡県告示第382号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、愛鷹広域公園の都市公園使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 委託先所在地
大阪府中央区北浜四丁目1番23号
- 2 委託先名称
あしたかスポーツ&ネイチャー パートナーズ
代表団体
美津濃株式会社
- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

=====

静岡県告示第383号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、小笠山総合運動公園の都市公園使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 委託先所在地
静岡市葵区呉服町二丁目1番地の5
- 2 委託先名称
静岡県サッカー協会グループ
代表団体
一般財団法人静岡県サッカー協会
- 3 委託期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

=====

静岡県告示第384号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、吉田公園の都市公園使用料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年4月2日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 委託先所在地
榛原郡吉田町川尻4036番地の2
- 2 委託先名称

特定非営利活動法人しずかちゃん

3 委託期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで